Kawanishi City Disabled Persons Plan

川西市障がい者プラン

第7次障がい者計画(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)



安心と共生の社会の実現

令和3(2021)年3月



■障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

11 計画の策定にあたって 🖈

本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生 するまちづくりを継続的に推進していくため、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向性を定め た計画です。

《策定の背景・計画の期間》

本市では、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする「川西市障がい者プラン2023」を 策定し、「みんなとつながる 安心と共生のまち」の基本理念のもと、障がい者施策を総合的に推進してい ます。

これまでの取り組みの成果や障がいのある人などの現状などを踏まえ、障がい者 (児) の地域生活の支援や地域共生社会の実現に向けた目標等も含め、本市におけるサービス基盤の一層の充実に向け、「第6期障がい福祉計画」および「第2期障がい児福祉計画」を策定するとともに、「川西市障がい者プラン2023」の中間見直しを行いました。

「第6期障がい福祉計画」および「第2期障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

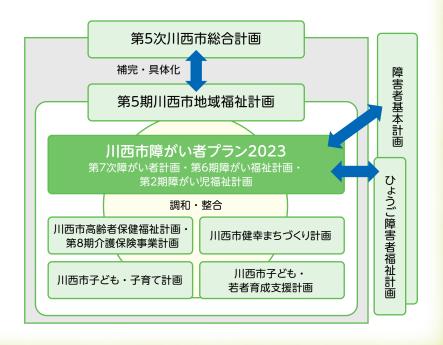
平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	
川西市障がい者プラン2023 (第7次障がい者計画)				第8次障がい者計画 (6年度~)					
第5期障がい福祉計画 第6期障がい福祉計画			第7期	 障がい福祉	上計画 〉				
第1期障がい児福祉計画			第2期障	がい児福	祉計画	第3期障	 がい児福 	祉計画	

《計画の位置づけ》

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉

計画」および児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

また、上位計画である「第5次川西市総合計画」を補完、具体化する「第5期川西市地域福祉計画」の障がい者福祉に関する分野別計画に位置づけられるもので、本計画で示す内容は、市民、障がい者福祉関係機関、市民活動団体、行政が取り組むべき障がい者福祉分野の基本的な指針となるものです。



2 川西市の障がい者を取り巻く状況

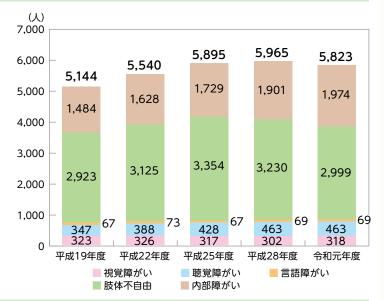


《身体障がい者》

令和元年度末現在、身体障害者手帳所持 者数は5,823人となっています。

障がい種別では、視覚障がい5.5%、聴覚 障がい8.0%、言語障がい1.2%、肢体不自 由51.5%、内部障がい33.9%で、肢体不自 由が最も多く約半数を占めています。





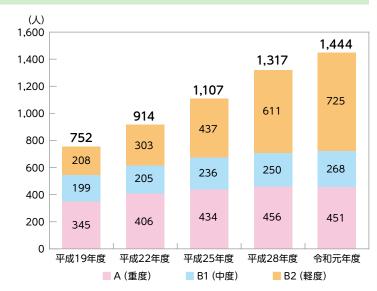
《知的障がい者》

令和元年度末現在、療育手帳所持者数は 1,444人となっています。

平成28年度末からの3年間で、同手帳所 持者数は約1.10倍に増加しています。

障がい程度別にみると、近年は軽度者の割 合が増加しています。





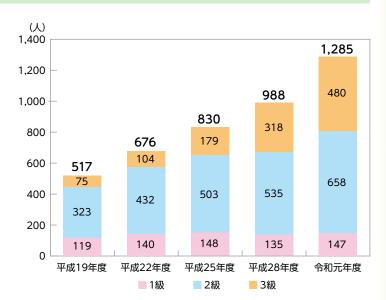
《精神障がい者》

令和元年度末現在、精神障害者保健福祉 手帳所持者数は1,285人となっています。

平成28年度末からの3年間で、同手帳所 持者数は約1.30倍に増加しています。

また、精神疾患の治療のため、通院による精神医療を継続的に必要とする人の自己負担額を軽減する自立支援医療(精神通院医療)制度の受給者数も年々増加傾向にあり、令和元年度末現在、2,483人となっています。





《障がい者を取り巻く課題》

共生社会の 推進

- ●差別や偏見を感じている方が多く、差別や偏見の解消に向けた取り組みが 求められています。
- ■障がいのある人とない人が交流し、理解を深めるための機会の充実がさら に必要とされています。
- ■障がい福祉に関する講座への参加につなげるための情報発信が求められています。

生活環境

- ■障がいのある人でコミュニケーションに困難を感じている人が多く、コミュニケーション方法の周知やその重要性を周知することが求められています。
- 災害時に避難できない方が多く、緊急時の支援体制の構築が課題です。

障がい者の 雇用・就労

- ●一般企業への就労の希望が高い知的障がいや精神障がいのある人への支援が求められています。
- ●一般市民が障がいのある人と接し、障がいのある人とともに働くことを肯定的に思うことができるよう、交流の機会の創出が課題です。
- ●障がいのある人の作業所における工賃向上に資することから、生産品購入 の促進や販売場所に関する周知が求められています。

社会参加の 促進、権利擁護

- 近所づきあいをしている人が、より地域活動に関する情報を望んでおり、地域住民のつながりを醸成するための情報発信が必要です。
- ●サービスや窓口に関して、職員の理解やサポートの向上が求められています。

障害福祉サービス

- 引き続き、障害福祉サービスの質の向上が必要です。
- ●情報収集の方法として、広報誌や市役所等が活用されている一方で、サービスに関する情報を得る機会が少ないことや情報不足について課題が挙げられています。必要とする人が、適切なサービスを受けるために、情報提供の充実が求められています。

障がい児への 支援

- ■障がい児とその保護者の就労系サービスへのニーズが高く、就労や自立に 関する支援・相談先の充足が求められています。
- ●学校や教員に対して、専門性や知識、障がいへの理解が求められています。

「親なき後」

- ●現在住んでいる地域において、今後も家族と暮らすことを望む人が多く、必要な施設やサービスの充実が求められています。
- ●障がいのある人が近所で暮らすことや施設を整備することに肯定的な人が多い一方で、不安を感じている人もいるため、障がいへの理解を深め、不安を解消するための取り組みが必要とされています。
- 障がいのある人やその保護者が感じている親なき後に対する具体的なサポートや施設がないことへの心配と、漠然とした不安を解消するための支援体制の構築が課題です。

3 障がい者プラン2023中間見直し 🔆

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が大きく変わり、障がいのある 人はより一層不安な日常を強いられています。

ポストコロナの新しい生活様式に適応するためには、一人ひとりがお互いの個性や人格を理解したうえで互いに支え合う、共生の社会の実現が一層重要となります。

「障がい者プラン2023」の下期である令和3年度から令和5年度までの3年間では、基本理念を「みんなとつながる 安心と共生の社会の実現」とし、4つの基本目標を柱に各施策を展開し、「何気ない日常に幸せを感じるまち」をめざしていきます。

《基本理念》

みんなとつながる 安心と共生の社会の実現

《基本目標と施策体系》

基本目標 1

ともに支え合うことのできる 地域づくり

- 1. 共生社会の推進
- 2. 暮らしやすい生活環境の整備

基本目標2

本人の意思を尊重した 社会参加の促進

- 1. 就労支援体制の充実
- 2. 社会参加の促進
- 3. 権利擁護の推進

基本目標3

安心して暮らすための サービスの充実

- 1. 相談支援体制と情報提供の仕組みの整備
- 2. 生活支援施策の充実
- 3. 保健・医療サービスの充実

基本目標4

障がい児支援の充実

1. 教育・療育環境の整備と交流教育の推進



基本目標1 ともに支え合うことのできる地域づくり

市民への啓発のほか、地域での交流や福祉コミュニティの形成、福祉活動に携わる人材の発掘・育成を通じて、障がいのある人もない人もともに支え合う、顔の見える関係づくりを進めていきます。また、すべての市民にとって暮らしやすい地域をつくるために、施設や交通機関などのバリアフリー化を進めていきます。

施策体系

1. 共生社会の推進

- (1) 啓発活動の推進
- (2) 地域における障がい者と住民との交流促進
- (3)担い手の育成とネットワーク化
- 2. 暮らしやすい生活環境の整備
- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 移動・交通対策の推進
- (3) 緊急通報体制の整備

重点施策

地域における交流と支え合いの推進

障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通して、日常的に付き合うことのできる関係を築くことや、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保にも取り組んでいきます。

主な施策(新規事業)

地域における移動手段の充実に向けた検討

障がいのある人の積極的な社会参加、外出支援のため、オンデマンドモビリティサービス実証実験を 通じ、新しい移動手段を検討します。

避難行動要支援者に係る個別支援計画の作成

介護支援専門員や相談支援専門員および自主防災組織等の協力を得て、個別支援計画を作成し、地域の防災訓練を通じて計画を検証します。

項目	目標値 (R4)
地域で高齢者や障がい者・児童等を見守り、支援する仕組みができていると 思う市民の割合	40.0%
福祉ボランティア活動に参加したことがある市民の割合	30.0%
自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、 お互いに支え合っていると思う市民の割合	70.0%
ノンステップバス導入率(市内運行バス台数に係る導入率)	70.0%
生活道路が安心して通行できると思う市民の割合	65.0%

基本目標2 本人の意思を尊重した社会参加の促進

就労支援や文化活動の促進を図るとともに、障がいのある人が不安を感じることなく地域での生活や社会活動への参加ができるよう、また、サービスの選択や社会参加について自分の考えで意思決定ができるよう、情報提供や意思疎通支援の充実、権利擁護の推進を図ります。

施策体系

1. 就労支援体制の充実	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の推進
2. 社会参加の促進	(1) 情報アクセス・コミュニケーションの支援(2) 選挙権の行使に係る配慮(3) スポーツ・芸術文化活動の促進

(4) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進

3. 権利擁護の推進

重点施策

障がい者の就労支援の強化

就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップをはかっていくため、段階に応じたサービス (就労継続支援・就労移行支援・就労定着支援) を身近な地域で利用することができるよう、市内での提供体制の確保に取り組んでいきます。

主な施策(新規事業)

障がい者雇用・就労推進本部の運営

伊丹公共職業安定所、障がい者基幹相談支援センターおよび職員課、産業振興課、障害福祉課で構成する障がい者雇用・就労推進本部において定期的に会議を開催し、障がい者の一般就労、福祉就労および庁内雇用に向けた施策を検討、実施します。

企業と連携した障がい者の短時間就労促進

就労に対する多様なニーズに応じるよう、企業と連携を図りながら、短時間就労等を含め多様な就労 形態を通じ、障がいのある人の就労促進を図り、社会参画を促します。

手話言語条例の制定

手話や聴覚障がい者に対する理解を深めるため、手話言語条例を制定します。

成年後見制度の普及・促進に向けた中核機関の設置

「成年後見支援センター"かけはし"」を中核機関として位置づけ、成年後見制度の利用促進を図ります。

項目	目標値 (R4)
福祉施設から一般就労への移行者数(総合計画後期基本計画より)	27人
就労移行支援事業の利用者数(1か月あたりの実利用人数)	67人
一人ひとりの人権が尊重されていると感じている市民の割合	80.0%

基本目標3 安心して暮らすためのサービスの充実

障がいのある人の日常生活を支える生活支援サービスや保健・医療サービス、その他サービスの質・量を拡充するとともに、利用者目線の適切なサービス提供体制を整備し、障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできる支援体制の構築を進めます。

施策体系

- 1. 相談支援体制と情報提供の 仕組みの整備
- (1) 相談・情報提供の拠点の充実
- (2) 身近な地域での相談・情報提供体制の整備
- 2. 生活支援施策の充実
- (1) 障害福祉サービス等の充実 (2) 福祉用具の普及促進
- (3)経済的支援策の推進
- (4) 居宅生活の支援

- 3. 保健・医療サービスの充実
- (1) 障がいの原因となる傷病の予防、 早期発見および機能訓練体制の充実
- (2) 障がい者医療の充実 (3) 精神保健対策の推進

重点施策

地域移行・地域定着を進めるための体制整備

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的かつ専門的な相談支援や地域移行および地域定着の促進といった業務を行う「基幹相談支援センター」を設置します。また、地域生活支援拠点での緊急時の受け入れ体制を確保します。

主な施策(新規事業)

障がい者基幹相談支援センターの運営

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人等に対する専門的な相談 支援の実施、相談支援事業所へのバックアップ、長期入院患者や施設入所者の地域移行および市障が い者雇用・就労推進本部と連携した就労支援等を行います。

総合的・重層的な支援体制の構築

「地域共生社会」を実現するため、「介護」、「障がい」、「子ども・家庭」、「困窮」といった分野ごとの支援システムではなく、総合的・重層的な支援体制を構築します。

障がい者の親なき後の支援体制確保に向けた検討

「親なき後」の障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の整備、身上の保護、財産の管理等の支援体制の確保など、障がいのある人を支える仕組みを構築します。

在宅障がい者等に対する安否確認等支援事業の実施

在宅の一人暮らしの障がいのある人等に対し、電話・訪問などで安否確認等支援事業を実施します。

項目	目標値 (R4)
グループホームの利用者数 (1か月あたりの実利用人数)	159人
相談支援専門員の数(市内の相談支援事業所に在籍している人数)	25人
施設入所者の地域生活への移行者数 (総合計画後期基本計画より)	3人

基本目標4 障がい児支援の充実

障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容 (インクルージョン) を推進するため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で受けることができるよう、地域における支援体制の構築を図ります。

施策体系

- 1. 教育・療育環境の整備と 交流教育の推進
- (1) 療育体制等の充実
- (2) 多様な教育機会の提供・交流教育の充実
- (3) 教職員の資質向上・教育内容の充実

重点施策

医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の構築

医療的ケアが必要な児童が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、 福祉、保育、教育等関係機関による協議の場を設置し、ケースの把握や支援体制の充実を図ります。

主な施策(新規事業)

障害児通所支援事業所等に向け研修体制の構築

市内障害児通所事業所や学校、幼稚園、保育所などの教職員、保護者などに対し研修等を実施し、 障がいの特性や障害福祉サービスへの理解を通じ、従事者や教職員等の資質の向上や障がいのある児 童・生徒への適切な支援を図ります。

(仮称)阪神北地域新設特別支援学校整備に向けた支援

川西市丸山台地区に県による整備が予定されている(仮称)阪神北地域新設特別支援学校の開設に向けた支援を行います。(令和6年4月開校予定)

医療的ケア児の受入に向けた体制整備

医療的ケアが必要な児童が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、医療的ケアに従事する看護師等の配置や医療機関との連携など体制整備を行います。

医療的ケア実施のための看護師配置

医療的ケアが必要な児童・生徒に対して迅速・的確な対応ができるよう、小・中学校への看護師等 の配置を拡充します。

項目	目標値 (R4)
サポートファイルの配布数 (累計) ※ダウンロードは除く	1,000冊
保育所等訪問支援事業の利用者数(1か月あたりの実利用人数)	9人
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等 デイサービス事業所の数	各1か所

4 第6期障がい福祉計画 🦀

《成果目標の設定》

第6期障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえつつ、第5期障がい福祉計画の実績並びに本市の 実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数および施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

	説明	数値
基準値	令和元年度末施設入所者数	104人
目標値	①施設入所者の地域生活移行者数 (令和元年度末施設入所者数の6%以上)	7人
目標値	②施設入所者の削減数 (令和元年度末施設入所者数の1.6%以上)	2人

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の高齢化、重度化や「親なき後」を見据えつつ、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性や対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりといった機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点(地域生活支援拠点)を整備する必要があります。

地域生活支援拠点の整備については、本市では平成29年度末に整備を完了しました。

	説明	数値
目標値	地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討回数	年1回



③ 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業)を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援、就労継続支援A型および就労継続支援B型を利用して一般就労へ移行した人数に関する目標値を定めます。また、一般就労に移行する障がいのある人が増加している中で、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に関する目標を定めます。

目標値の設定にあたっては、本市が障がいのある人の雇用・就労に向けた施策を推進していること を考慮し、国の指針を上回る基準を設定します。

〈一般就労への移行者数〉

	説明	数値
基準値	令和元年度に就労移行支援事業等を利用して一般 就労した人数	19人
目標値	令和5年度中に就労移行支援事業等を利用して一般 就労した人数(令和元年度実績の1.5倍以上)	29人

〈就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数〉

	説明	数値
基準値	令和元年度末における就労移行支援事業を利用した 一般就労への移行者数	13人
目標値	令和5年度中における就労移行支援事業を利用した 一般就労への移行者数(令和元年度実績の1.5倍以上)	20人

〈就労継続支援A型およびB型事業を利用した一般就労への移行者数〉

	説明	数値
甘淮広	令和元年度末における就労継続支援A型を利用した 一般就労への移行者数	2人
基準値	令和元年度末における就労継続支援B型を利用した 一般就労への移行者数	4人
目標値	令和5年度中における就労継続支援A型を利用した 一般就労への移行者数(令和元年度実績の1.5倍以上)	3人
令和5年度中における就会	令和5年度中における就労継続支援B型を利用した 一般就労への移行者数 (令和元年度実績の1.5倍以上)	6人

〈就労定着支援事業の利用者数〉

	説明	数値
基準値	令和5年度における就労移行支援事業を利用した 一般就労への移行者数	29人
目標値	令和5年度に就労定着支援事業の利用者数 (令和5年度一般就労移行者数の7割)	21人

〈就労定着率8割以上の就労定着支援事業所〉

	説明	数値
基準値	令和5年度末時点での事業所数見込み	1か所
目標値	令和5年度末時点で就労定着率が8割以上の事業所数 (全体の7割以上)	1か所

④ 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築およびサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言体制が必要です。そのため、利用者や地域の障害福祉サービスおよび地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、相談支援事業所の充実のため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの整備を行いました。

また、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、ともに支え合うことができる地域共生社会の実現や、「親なき後」の体制構築のため、他の機関と有機的な連携を図りながら、相談支援体制の充実・強化に取り組む基幹相談支援センターの設置を目標値とします。

基幹相談支援センターの整備については、令和2年度に1か所整備済みです。

	説明	数値
目標値	基幹相談支援センターの整備箇所数	1か所

⑤ 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多く事業者が参入している中、改めて障害者総合支援 法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の 提供を行うことが重要です。

適正な障害福祉サービスを提供するためには、各種研修を通じ、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証するとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、障害福祉サービス事業所の指定権者である県との合同実地指導や、市単独実施による実地指導の結果を共有していくことが重要であるため、この取り組みを目標値とし、適切に事業所を指導します。



《障害福祉サービス等の見込量および確保の方策》

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和3年度から令和5年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量を確保するための方策を定めます。

① 訪問系サービスの見込量と確保方策

障がい者数の増加や介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されます。引き続き介護保険サービス提供事業者に対し、障害福祉サービスへの参入に働きかけるほか、市外に所在する事業所を活用し、サービス提供体制の拡大を図ります。

	単位	実統	漬(2年度は見)	込)		見込量	
	単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	時間/月	1,790	1,992	2,164	2,281	2,472	2,684
冶七八碳	人/月	124	121	129	139	144	148
重度訪問介護	時間/月	1,432	1,229	1,623	1,462	1,462	1,462
主反切问기或	人/月	10	6	6	11	11	11
同行援護	時間/月	511	545	427	660	709	761
[四] 1 次 0支	人/月	29	24	25	35	37	40
行動援護	時間/月	4	10	40	106	159	212
1] 對仮設	人/月	1	1	1	2	3	4
重度障害者等	時間/月	0	0	0	0	0	0
包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0

※見込量は、各年度における1か月当たりのサービス提供量および利用人数を示す。(以降、同様) 時間/月:1か月当たりのサービス提供時間 人日/月:1か月当たりの延べ提供日数 人/月:1か月当たりの実利用人数

② 日中活動系サービスの見込量と確保方策

計画相談支援により、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。

アンケート結果から一般企業への就労の希望が高く、就労機会の創出など市障がい者雇用・就労推進本部において、障がい者就労に向けた施策の検討を進めていきます。

	出 / 六	実績 (2年度は見込)		見込量			
	单位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	人日/月	5,302	5,400	5,654	5,898	6,206	6.561
土冶八碳	人/月	302	284	296	304	309	314
自立訓練	人日/月	46	39	90	72	72	72
(機能訓練)	人/月	3	3	5	4	4	4
自立訓練	人日/月	218	188	178	198	216	234
(生活訓練)	人/月	12	11	9	11	12	13
→↑ 7.4 4.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4 1.4	人日/月	513	520	754	950	1,206	1,532
就労移行支援	人/月	31	29	43	53	67	84

	単位	実績	績(2年度は見)	<u>入</u>)		見込量	
	单 位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
就労継続支援	人日/月	1,061	1,002	1,145	1,432	1,596	1,760
(A型)	人/月	53	50	56	70	78	86
就労継続支援	人日/月	3,913	4,138	4,463	4,719	4,890	5,062
(B型)	人/月	231	247	265	275	285	295
就労定着支援	人/月	4	13	13	14	16	18
療養介護	人/月	15	18	20	20	20	20
短期入所	人日/月	575	639	595	681	715	748
(福祉型)	人/月	113	111	115	139	142	146
短期入所	人日/月	16	9	20	24	28	32
(医療型)	人/月	6	3	5	6	7	8

③ 居住系サービスの見込量と確保方策

グループホームについては、障がいのある人の地域での自立した生活の支援と親なき後を見据えた 支援を進めるにあたり、引き続き新規開設時に必要となる住居の借り上げに関する初期費用や初年度 備品に対する補助を実施するほか、運営補助として基準以上の支援員の配置における報酬の助成や利 用者定員の欠員分の家賃補助を支援することにより、グループホームの供給拡大に努めます。

施設入所支援については、グループホームを利用することが困難な障がいのある人の暮らしの場として重要な役割を持つことから、真に施設入所の利用が必要な障がいのある人が安心して入所できるよう、関係機関と連携しつつ、一定の定員の確保に努めます。

	# /÷	実績 (2年度は見込)				見込量	
	単 位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	人/月				1	1	1
共同生活援助	人/月	101	106	124	136	159	190
施設入所支援	人/月	106	106	104	104	103	102

4 相談支援の見込量と確保方策

令和2年度に開設した地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、 委託相談支援事業所、計画相談支援事業所と密に連携し、地域の相談支援体制の充実を図っていきま す。また、地域移行支援、地域定着支援事業所の開所により長期入院の精神障がい患者等の地域移行 を進めていきます。

	実績 (2年度は見込)				見込量		
	単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人/月	171	186	258	301	366	445
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	3	5
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	3

《地域生活支援事業の実施に関する事項》

地域生活支援事業に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み、各年度の見込量確保のための方策を定めます。

		34 / +	実統	漬(2年度は見)	込)		見込量	
		単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
				必須事業	Ĕ			
É	発的活動支援事業 (交流スペース)	か所	2	2	2	2	3	3
	相談支援事業	か所	3	3	5	5	5	5
	成年後見制度 利用支援事業	人/年	3	9	11	13	14	15
			į	意思疎通支捷	爰事業			
	手話通訳者・要約 筆記者の派遣回数	回/年	1,061	1,059	588	1,137	1,182	1,229
	手話通訳者の 配置人数	人	1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
			日常	生活用具給	付等事業			
	介護・訓練 支援用具	件/年	10	6	6	6	6	6
	自立生活支援用具	件/年	22	19	20	21	21	21
	在宅療養等 支援用具	件/年	22	24	25	26	27	28
	情報・意思疎通 支援用具	件/年	41	20	21	21	21	21
	排泄管理支援用具	件/年	3,021	2,967	3,049	3,133	3,220	3,309
	居宅生活動作 補助用具	件/年	1	6	3	3	3	3
	手話奉仕員養成 研修事業 派遣登録を行う人数)	人/年	1	1	1	1	1	1
				移動支援	事業			
	実利用人数	人/年	242	258	181	264	267	270
	延べ利用時間数	時間/年	35,821	34,146	19,277	34,438	34,585	34,732
	地域活動 支援センター事業	人/年	105	151	116	110	110	110
				任意事業	美			
訪	問入浴サービス事業 (延べ回数)	回/年	126	139	126	140	152	168
				日中一時支捷	爰事業			
	実利用人数	人/年	193	209	156	142	153	165
	延べ利用日数	日/年	2,940	2,894	2,546	2,892	3,105	3,349

日 第2期障がい児福祉計画 🦟

《成果目標の設定》

第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応について成果目標を設定します。

① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターは児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え保育所等訪問支援 などの地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設であり、本市ではすでに1か所設置済みです。

保育所等訪問支援は、現在市内4か所の事業所が事業を実施しており、すでに整備済みです。

	説明	数値
目標値	児童発達支援センターの設置箇所数	1か所
目標値	保育所等訪問支援事業の実施	事業実施

② 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について 〈重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保〉

〈医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置〉

NICU等に長期間入院したのち人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的なケアが必要な障がい児 (重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む)が、地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を平成30年度に設置済みです。

〈医療的ケア児等コーディネーターの配置〉

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターについて、令和2年度に児童発達支援センターにおいて配置済みです。



《障害児通所支援等の見込量および確保の方策》

障がい児が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和3年度から5年度までの各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量を確保するための方策を定めます。

① 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量と確保方策

児童発達支援および放課後等デイサービスについては、見込量と供給量の調和を図るよう努めます。 肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする障がい児など、重度の障がい児に対す る支援体制について、引き続き障害児通所支援事業所の誘致を図ります。

保育所等訪問支援については、保育所や学校などと連携を図りながら、障がい児に集団生活への適応に必要な支援を行います。

関係機関による連携・協議の場で、継続して見込み量確保の方策、社会資源の検討を進めます。

	単位	実統	漬(2年度は見)	込)		見込量	
	单 位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人日/月	1,815	2002	2,150	2,357	2,571	2,782
儿里光廷又饭	人/月	273	290	304	343	373	405
医療型	人日/月	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等	人日/月	3,276	3,826	4,612	5,875	7,222	8,878
デイサービス	人/月	381	440	476	539	592	645
/2 李配笙针眼士怪	人日/月	12	7	6	8	9	10
保育所等訪問支援	人/月	9	7	6	8	9	10
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人/月	137	151	176	194	213	234



6 計画の推進体制 🖈

《各主体の役割》

障がいのある人は自分が人生の主役であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることに気づき、自分の生き方を自分で決めていくことが重要です。

また、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、自らの持つ能力を発揮して自立をめざし、能力に応じて社会に貢献することが望まれます。

障がいの特性に関する正しい知識を取得し、障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人が自立した社会生活を送るための支援を行い、必要な情報を届けるほか、災害時の支援や、誰もが参加できるような地域行事等を企画するなど、お互いに助け合う地域づくりに努めていくことが求められます。

障がい者団体は、障がいに対する理解の促進や障がいのある人やその家族等との交流の場づくり、 社会参加の支援等を行っています。今後も、各団体間での連携や調整を図りながら、市民の障がいに 対する理解促進、障がいのある人の生活の向上に向けた行政等に対する働きかけなど、さまざまな取 り組みを行っていくことが重要となります。

また、障害福祉サービス等事業者は、障がいの特性を踏まえた個々の状況に合った適切なサービスの提供を行うとともに、サービスの質の向上や事業運営の情報公開など公正な運営が求められます。

障がいのある人が社会的に自立した生活を営むためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現・社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業等においては、障がい者雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりや雇用条件の整備、従事できる職種の確保に取り組む必要があります。

また、障害者差別解消法の施行により、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いが禁止され、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合には、可能な限り柔軟に対応することが望まれます。

障がいのある人やその家族等のニーズの把握に努め、必要な人に必要なサービスを提供するとともに、関係機関などとの連携のもと、各種施策を一体的に推進し総合的な福祉の向上をめざします。

また、地域における支え合いの環境を構築し、障がいのある人のまちづくりへの参加を促進するとともに、市民や企業などに対して、障がいや障がいのある人についての正しい理解の促進に努めます。



《計画の進捗状況の管理・評価》

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況および成果指標の達成状況などについて点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

〈PDCAサイクルとは〉

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。



■PDCAの具体的内容

内容

計画 (Plan)

■計画の策定

各種調査等を通じて市の課題を把握し、必要と思われる施策を設定するとともに、 成果目標やサービス見込量を定めます。

実行 (Do)

■計画の実行

策定した計画に基づいて施策を進めていきます。

評価 (Check)

■検証シートを活用した施策の進捗評価

検証シートを活用して、成果目標の達成状況やサービス提供実績の進捗状況を評価の上、施策実行における課題や今後の方向性などを把握します。この評価は毎年度実施します。

■障害者施策推進協議会での評価報告ならびに内容の検討

評価結果については、障害者施策推進協議会で報告し、検証や分析を行います。

改善 (Act)

■評価に基づく施策内容の修正

一連の評価を通じて把握した課題等を踏まえ、対応方法の検討や新規事業の立 案を行います。

■全体評価に基づく第7次計画の見直し

全体評価の結果を踏まえ、必要な場合は計画の方向性の検討などを行います。



川西市障がい者プラン2023 (中間見直し) 《概要版》

令和3年3月策定(令和3年4月発行)

■編集・発行/川西市 福祉部 障害福祉課 兵庫県川西市中央町12番1号(〒666-8501)

> 電 話: (072) 740-1178 F A X: (072) 740-1311

E-mail: kawa0149@city.kawanishi.lg.jp

川西市障がい者プラン 2023 ^{中間見直し}

みんなとつながる安心と共生の社会の実現

